

自治会まちづくりミーティング（要旨）

1. 自治会等の名称 鶴沼第2・陵南自治会連合会
2. 日 時 平成30年9月11日（火） 19時00分～20時40分
3. 場 所 東ライフデザインセンター
4. 出 席 者 自治会長 22名、市長、企画政策課長

〈内容〉

○連合会長のあいさつ

○市長のあいさつ

○テーマ概要

テーマ①：名鉄「二十軒」駅をキーステーションにした地域の活性化

テーマ②：子どもたちが元気に遊べる公園・運動場の確保

テーマ③：個人情報の取り扱いに関して

テーマ④：木曽川河川敷を活用した「市民憩いの場」の拡充

○提言による懇談

テーマ①：名鉄「二十軒」駅をキーステーションにした地域の活性化

〈三ツ池南第2自治会長〉

三ツ池地区は、二十軒駅を中心にそれぞれ西組・東組・南組と大きく3地区からなっています。

三ツ池地区の特長の一つは、活用されていない農地が多々散在していることです。現在は住宅地化が進んでいますが、昔は農業で成り立っていたところであるため、後継者不足もあって耕作されていない農地や広い竹藪などが多く残っています。その空いた農地を活用して体験型農園を地域の農家が共同して行えば他地域から人を呼ぶことができ、地域の活性化にも繋がるのではないかと考えます。

2つ目は航空ファンを呼び込むための提案です。この地域は西側に自衛隊の滑走路があり、航空ファンが押し寄せる場所となっています。空の森運動公園や生命の森など航空機が間近に見られる場所があることで、いつもカメラを持った航空ファンが集まっています。

この間、草叢書店に「ひそねとまそたん」という航空自衛隊基地の話題のアニメビデオと共に、「聖地各務原巡礼マップ」というものが置いてありました。「君の名は」で古川町には聖地巡礼で多くの人が訪れたようですが、こういうものを作って人を呼べるんだな、各務原の航空ファンも沢山いるんだなと思った次第です。

航空機の写真を撮りに来る人のために、空の森運動公園や生命の森、フェンス沿いをうまく活用して集客に繋がれると良いと思います。例えば展望台ができると話題になるのではないのでしょうか。

3つ目は炉畑遺跡公園の再開発を考えたらどうかというものです。今は小学生の社会見学がほとんどだと思いますが、例えば竪穴住居で「食う・寝る・遊ぶ」の生活体験を親子でできる活動プログラムを開発することで、観光客を呼び込める魅力的なものができると思います。

以上 3 つの提言ですが、地域の活性化については、それぞれが単独で取り組むよりも、総合的に取り組むことでより魅力的な三ツ池の地域づくりに繋がると思います。二十軒駅をキーステーションとして、それぞれのエリアにルートを確立していく。更にサイクリングロードを含めることにより航空宇宙博物館やパターゴルフ場までルートを伸ばしていくこともできると思います。

〈市長〉

体験型農園は、作物の通常の管理は土地所有者が行い、収穫作業をお客様に行っていただく形式で、消費者の方に対する農業の啓発や食育、また、農家の所得の増大にも繋がる新しい農業経営手法の一つであると考えられます。

一方、体験型農園を開設するには、日頃の作物の栽培管理以外にも、トイレや手洗い場所等の施設が必要となることなど、土地所有者のご理解とご協力が不可欠であると思われます。

現在、市内の体験型農園の事例として、蘇原坂井町の「観光いもほり園」や、山脇町の「いなば農園」のいちご狩りなどがあります。

「観光いもほり園」については、農家の方が市観光協会の会員であり、協会が会員事業の宣伝 PR の一助をしている事例です。今後、三ツ池地区の農地所有者、あるいは、地域住民の皆様が体験型農園の農業経営をされるとのことになれば、市観光協会の会員となり、宣伝 PR での協力を得るといった方法もありますので、今後の活動の参考にさせていただきたいと思います。

今回のご提言は、他の要素とも組み合わせた観光資源としての農地の活用と思われますが、まずは実際に体験型農園の実績がある JA ぎふに、地主の意向を伺うなど体験型農園の可能性を研究していただくよう、働きかけをしていきたいと思っています。

次に生命の森周辺、自衛隊の滑走路の東側を活用してはということであります。岐阜基地東側の空の森運動公園周辺は、下降する飛行機が間近に見られ、操縦するパイロットの姿が見えるほど近くを飛行することから、航空ファンやマニアの方々にとっては非常に魅力のあるスポットということで、市外からも多くの人が訪れています。

しかし、その反面、高度が低いということは、パイロットにとっては、安全な飛行に最大限の注意が求められるということであり、注意看板も立てていますが公園内ではドローンの操縦も禁止され、カメラのフラッシュなどの光でも運航の妨げになることがあるというお話も聞いております。このことから、まずは、危険への配慮が第一であると考えています。

また、空の森運動公園は、多目的広場として市民の皆様がクロッケーゴルフやゲートボール、グラウンドゴルフなどの軽スポーツを楽しむための施設として、平成 24 年に芝生広場や駐車場などを整備したものであり、地域の公園利用者とカメラ撮影者との共存を考えていく必要性があると思います。市民の安全と公園を利用する市民皆様のことを考えると、現時点では、これ以上の整備は難しいのではと考えています。

生命の森については防衛省の土地でありまして、そこを借りて植樹をさせていただいておりますので、ここも整備は難しいかと思います。いずれにしてもパイロットの安全確保、市民の方と航空機ファンの方々の共存できる体制づくりが第一と考えています。

そこで参考ですが、ここも人気スポットであります航空宇宙博物館を 3 月 24 日にリニューアルオープンさせていただきました。建物面積も従来の 1.7 倍となり、開園後半年も経っていない状態で 27 万人のご来館をいただいております。過去 5 年間の年間平均が 12 万人位でした。今年は年間で 50 万人位の来場者があるのではと期待しています。

ここは建物の屋上に上がって撮影していただくことができますので、撮影スポットとして魅力的ですよということも今後 PR していきたいと思います。

会長が言われたように、「空の森運動公園でも、航空宇宙博物館でも撮影できる」といった動線も作っていただけるように検討していきたいと思います。

炉畑遺跡公園については、昭和 49 年に岐阜県を代表する史跡として指定されているため、岐阜県文化財保護条例に基づき、開発は原則的に行うことができません。

当公園の魅力は、落葉樹に囲まれた自然な雰囲気の中で、復元された竪穴住居や掘立柱建物が縄文時代の集落空間をリアルに再現していることだと思います。現状のまま歴史遺産を将来へ保存し、市民の歴史学習の場として活かしていくことが望ましいと考えます。

炉畑遺跡は、木曽川中流域の縄文時代を代表する遺跡で、専門家の間では有名ですが、一般の方にはあまり広く知られていない可能性があります。他地域からの訪問者を増やすためには、市内全域の史跡や文化財と組み合わせ、より大きく広く PR していくことが必要かと考えます。

現在、中央図書館3階の歴史ギャラリーにおきまして、炉畑遺跡をはじめ各地域の出土品を展示しており、ギャラリーと現地を関連付けられるようにしています。また、埋蔵文化財調査センターや歴史民俗資料館が行う企画展や見学会、講座などを通して、史跡や文化財の活用を促進させていきたいと考えています。

皆様方のお手元に「かかみがはらハイキングコースマップ」というものを配付させていただきました。二十軒駅を発着とした各施設への動線については、この「かかみがはらハイキングコースマップ」に掲載しています。

二十軒駅をスタートし、途中、炉畑遺跡公園や前渡不動、航空宇宙博物館、メタセコイアの並木道を経て、名鉄市民公園前駅をゴールとする「各務野想い出コース」を設けています。例えば、次回、マップを更新する際に、空の森運動公園をコースに追加するなど検討していきたいと思います。

炉畑遺跡公園には、毎年、社会見学等で市内外から千人以上の小中学生が訪れており、お申し込みの際は、その都度、職員が当時の暮らしや歴史について説明させていただいております。

先ほど大変ユニークな竪穴住居での生活体験等のお話もございましたが、冒頭で申しましたようにちょっとそういった点では難しいかと思います。

炉畑遺跡は各務原市の誇る史跡です。市内には国の重要文化財が4つあり、そのうちの3つが鵜沼地区にあります。萬松園、名勝木曽川、村国座です。これらとどういった動線が取れるのかということについて検討しながら炉畑遺跡を一つの核として PR していきたいと思います。これから色々なアドバイス、面白い提言をお待ちしています。

テーマ②：子どもたちが元気に遊ぶ公園・運動場の確保

〈各務原3丁目東自治会長〉

小学生以下の子どもたちは勉学も必要だが、それ以上に成長盛りなので、将来の人間関係作りや体作りのために遊ぶことが必要だと思います。それも同級生のみでなく年上・年下・異性を含めて遊ぶことで、将来の社会性が育まれるのではないかと考えています。

市ではスポーツの取り組みは進んでいるようですが、私が今言っているのはスポーツではなくて町内の子どもが1人、2人から数人、数十人が集まって自分が遊びたいときに自由に遊べるよ

うな環境があった方がいいのではないかと思います。

なぜそう考えたかという、私の町内でもスーパーの跡地が大きな芝生公園になっていますが、そこで遊んでいる子どもたちを見たことがないです。子どもだけでなく大人もほとんど見かけたことがありません。残念ながら公園が使われていないのが現状かなと思います。

私は小学校の評議員もやっていますが、そこで話題になるのが子どもたちの遊べる場所が少ない、特にボール遊びのできるどころがほとんど無いということです。公園で遊べない原因が、公園でボールを蹴ってはだめ。ボールを投げてはだめ。大きい声を出してはだめ。と言われていることにあるのではないかと思います。

子どもたちが遊ぶのは夜ではなく昼だけなので、ご近所の理解を得ながら遊べるような形に持って行くのは可能なのではないかと思います。

また、新しい場所を一から確保するのは労力もお金もかかるので、今ある場所を使われないところを整備し、子どもたちが使えるようにしてあげる、ボールを蹴れるようにしてあげる、ボールを投げられるようにしてあげる、ワイワイ遊べるようにしてあげればいいのではと思います。

例示が悪いですが、先日名古屋で手製爆弾を爆発させた高校生がおりまして、その高校生が爆弾を爆発させた公園がテレビニュースで映っていました。街の真ん中にある公園ですが、砂のグラウンドで周りを10メートル位の網のフェンスで囲まれていました。端に鉄棒もあったような気がします。そこで子どもたちがキャッチボールやボールを蹴ったりしていました。そういう形のところが町内にいくつかあるともっと遊べるんじゃないかと思い提言させていただきました。

〈市長〉

公園を通じて子どもたちのすくすくとたくましい成長を、ということかと思います。

参考までに各務原市は他市に比べて公園面積が多いのか少ないのかということですが、都市公園の1人当たりの面積では16.34㎡です。近隣自治体はというと、少し年度の古い数字ですが岐阜市9.28㎡、大垣市5.99㎡、関市19.36㎡、羽島市5.96㎡となっています。岐阜県平均は10.07㎡、全国平均10.03㎡、国の整備目標10.50㎡という数字なので各務原市は1人当たりとしては大きな面積を有しているという状況です。

ただ、会長のお話しにもあったように、公園でボール遊び等を制限しているのでお子さんも遊びに来ないのではないかと懸念がございます。市としてもそういったところは十分に認識しておりまして、ちょっとこの伝わり方も悪かったのかと思います。

もう一つ参考ですが、各務原区内には街区公園が7カ所あり、そのうち1,000㎡以上の公園が4つあります。各務原町公園、各務原町中央公園、各務原町西公園、各務原町南公園です。

ボール遊びについては、公園にこういった注意看板を立てさせてもらっています。都市公園使用上の注意ということで

- ・「人に迷惑のかかるボール遊び」などはやめましょう。
- ・ペットの飼い主は責任持ってください。
- ・ゴミは持ち帰りましょう。
- ・遊具などは大切に使いましょう。
- ・団体で使うときは許可を受けましょう。

といった内容になっています。

以前はこういった表示の無かった年代が長くて、公園内のボール遊びは全ていけないといった

認識を持たれていたようですが、今は人に迷惑をかけないといった内容、野球のボールで言うなら、ソフトビニールのボールと硬いボールとでは当たった時のケガの具合も違うので硬いボールは遠慮してくださいね。といった形に改定させていただいているところです。

ボール遊びが、幼児や高齢者の利用者の方、近隣住民の方に迷惑がかかるかもしれないということ、もう一つは子どもの飛び出し、ボールを追って飛び出してしまうことを防ぐためにこのような形にしているところです。

とりわけ隣接する敷地にボールが飛び込んでしまう。そういった被害も出ておりまして、市としてもご提案のとおり子どもたちに自由に遊んでもらいたいと考えておりますが、このような理由から一定の条件をつけさせていただいているところです。

ただし、各務原町西公園については小学校 PTA からの要望を受けまして、自治会や関係者の方々との十分な調整を経て、市が防球ネットを設置しボール遊びのできる公園としています。

それ以外にも防球ネットを設置している公園もありますが、やはり自治会で管理をしていること、そして近隣の方のご理解ご協力を得て自治会総意の下でこのようにした方が良いのではという要望がありましたら防球ネット設置等々も考えていきたいと思っておりますので、自治会の総会等でもご紹介いただけると幸いです。

今回お話をいただいた「ボール遊びが完全禁止なのではないか」という点に対しましては、先程の注意看板を思い起こしていただくと共に、自治会内での総意が得られれば防球ネット等を設置することも考えていきたいと思っておりますので、会長におかれましては本当に子どもたちの遊ぶ声が好きなんだと聞かせていただきましたが、今後ともそういう点でまたお骨折りをいただければと思います。

〈朝日 4 丁目西自治会長〉

朝日町は陵南小校区の端にあり、大牧団地のように学校の側にはありません。朝日町からだ小学校までの距離があり、子どもたちも学校でボール遊びをしたりすることはあまり無く、近くの公園はボール遊びが禁止で、そんな中自分の子どもたちもボール遊びをすることなく大きくなってしまいました。朝日町にもボール遊びができる公園を考えてもらえるとありがたいです。

〈市長〉

公園については、土地を提供していただけるのなら公園整備の予定を立てることは可能です。ただ、市の方で用地を買って作って欲しいということになりますと、今のところそういった方向では進めていません。先ほど 1 人当たりの公園面積をお知らせしましたが、本市は比較的緑や公園が多いということでもありますので、その地域に土地をお持ちで、ぜひ公園として使って欲しいという地権者の方が見えになり、また自治会とのお話が進んだ際には、公園整備ということでご要望いただければ、整備する方向で伺ってまいりたいと思います。

〈朝日 4 丁目西自治会長〉

先ほど市長が言われたことで気になることがあります。野球は硬式はダメだが軟式はいいと言われたように思いますが、軟式のボールの規格も今は変わって硬くなってきています。本当にその共通理解でよいのかももう一度確認したいと思います。

〈市長〉

看板にも書いてあるように「人に迷惑のかかるボール遊びなどはやらない」ということになっておりますので、「危ないということが分かるものについては遠慮していただきたい」ということ

です。軟式のボールが硬いということでしたら軟式のボールもダメです。

私が言った軟式ボールというのはソフトビニール製の、幼稚園児の使うようなふにゃふにゃのビニールボールのような物のことでして、あれは当たってもケガがないでしょうということで 1 つの例を出させていただきました。

あくまで、人に迷惑・あるいはケガの恐れのあるものについてはご遠慮いただきたいということとであります。

テーマ③：個人情報の取り扱いに関して

〈朝日 4 丁目東自治会長〉

個人情報とはどういう物かについて、個人情報保護法ハンドブックにより簡単に説明させていただきます。

個人情報保護法は、平成 15 年 5 月交付、平成 17 年 4 月全面施行、平成 27 年改正、平成 29 年 5 月 30 日全面施行となっています。

改正前は 5 千人以下の個人情報しか有していない団体は適用対象外でしたが、今回の改正により昨年から全ての事業者、非営利組織も対象になり、自治会も対象となりました。名簿のある所はすべて対象となることとなります。

「個人情報」とは個人が特定できるものということで「氏名」のみでも対象ですし「個人識別符号」も対象となります。個人情報には守るべき 4 つの基本ルールがあります。

1.個人情報の取得・利用について

できる限り利用目的をはっきりさせる、そしてその利用目的の範囲内で利用する。そしてその利用目的外で使う場合は本人の同意を得る必要があります。

2.個人データの安全管理

安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなくてはならないということで、鍵のついた保管庫に置くとか簡単に人の目に触れないようにするということが書いてあります。また、特例といったものもあるようです。

3.個人データの第三者提供

自治会には家族名簿等もありますので、催し物等あるときに協力団体等から見せて欲しいといったこともあります。第三者に提供するときのルールもあります。

個人情報を取得した場合、記録の保管は 3 年間となっており、個人情報を誰に何のために見せたといったことも 3 年間記録に残しておくこととなっています。

4.個人データの開示請求

個人データは本人からの請求があれば速やかに開示するということになっているので、請求があれば直ぐに出せるよう保管しておかなければいけません。

これらのルールは個人情報の漏洩があったときにどこから漏れたものであるのかが分かるものであると思いますが、もしも個人情報が漏洩した時の措置としては

- ① 内部における報告、被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査、原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止の検討・実施

⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

⑥ 事実関係、再発防止策の公表

があげられるということですが、自治会では分からない点が多々あります。不正な利益を図る目的で盗用した場合などには最高 1 年以下の懲役、または 50 万円以下の罰金を科される場合もあるとなっています。

私共の自治会でもデータにパスワードを設定、シュレッダーの購入、USB をむやみに持ち出さないように貸出簿を作る等できるだけ工夫はしています。また、家族名簿の更新をする際には、利用目的を書いて記入用紙を配布しましたが、これでも足りない部分があるかもしれません。自治会に専門家がいないわけでもないの、行政としても規約やルールを示していただきたいと思っています。

〈市長〉

少子高齢化や人口減少が進む中、個人や家族だけでは解決できない問題が益々増えてきている状況にあります。大きな自然災害が発生したときにも地域の方の顔が見えて地域で一緒になってやっていこう、あるいは災害で被害にあわれてしまった方をどのように、そういった観点からも改めて地域力が見直されており、このような時代であるからこそ、日頃から住民同士の繋がりが大切であり、自治会の役割は今後、益々重要になってくると考えています。

その自治会活動を円滑に進めるにあたり、隣近所はもちろん町内の皆さんのことを、ある程度の情報として知っておく必要もあるかと思われます。

確かに、個人情報の保護は必要ではありますが、一方で過度の対応は、地域の繋がりを弱体化し、地域の活動や災害時の助け合いなどに支障をきたすことも考えられます。個人情報は、上手に言えば顔の見える関係づくりに役立ち、お互いの顔や名前を知り合うことで、信頼関係や支え合いが育ち、その地域で安心して住み続けられる地域社会の実現に繋がると考えています。

法的なことについては、先ほど会長がおっしゃっていただいた通りですので具体的な法令の内容については割愛させていただきますが、ご紹介いただいた内容についてはそれぞれの自治会長の皆様にも改めてご認識いただく必要があると考えます。

とは言え自治会によって個人情報の保管方法は様々であろうと思われます。会長の所では先程のお話の通り、USB で保管し、シュレッダーをご購入されてしっかり処分しておられますが、紙ベースで閉じて保管しておられる自治会もあると思います。また、パソコンの不得手な自治会長や個人情報についてのご認識が充分でない自治会長も見えになるかと思うので、各自治会の実情に合わせたルール作り等も行っていく必要があると思っています。

個人情報保護法が施行された平成 17 年当時、全自治会長宛てに「個人情報の取り扱いについて」という周知文書にて、ご留意いただく事項を案内させていただきました。

また、現在は、自治会連合会と共同で作成している「自治会長の手引き」において、個人情報の取り扱いについての内容を掲載してはおりますが、その具体的な取り扱い方法までは記載していないのが実情です。

今回のご提言を受けまして、今後は、個人情報の流出を阻止するために、どのように取り扱えばよいのか、また、個人情報の保管方法などについて、その具体的な方法等を「自治会長の手引き」等で詳しく示していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

〈朝日 4 丁目東自治会長〉

自治会としてどこまでやったらいいのか？その辺を示していただけるとありがたいと思います。
〈朝日 4 丁目西自治会長〉

個人情報についてですが、朝日町自治会では家族名簿を新しく作成中です。まちづくり推進課に確認したら、そういったことはお勧めしていないと言われました。

災害が起きた時に朝日町であれば陵南小学校に避難しますが、その時、市としては情報を持っていて、誰が居る居ないといったことが把握できるのかどうか。自治会もある程度の情報を持っていないといけないのかどうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

また、朝日 4 丁目西自治会では個人情報のガイドラインを規約に乗せようと思い、最近規約を改正しました。その時参考にしたのは他市町村のホームページで、自治会が規約を改正するときはこのようにするといいいよということがいくつか書いてありましたので、各務原市も余裕があればお願いしたいと思います。

〈まちづくり推進課長〉

お話のありました個人のお名前の収集については、4 月にお渡しした「自治会長の手引き」という冊子の 2 頁に記載させていただいておりますので、一度ご確認いただければと思います。

個人情報の取り扱いについては、注意事項ということで各項目を載せさせていただいるところに、管理には十分注意して収集していただくよう記載しています。

家族名簿についても市の方で推奨していないということではありません。自治会活動の中で必要になることもあると思いますので、必要に応じ個人情報の取り扱いに注意の上、ご活用いただければと思います。

また、参考になる事項についても、今後も「自治会長の手引き」をはじめ、順次直せるところは直していきますのでよろしくお願いいたします。

〈朝日 4 丁目西自治会長〉

「自治会の判断で」というお答えだと思いますが、災害があったときに自治会が家族名簿を持っていなくても市としては特に問題が無いという風に考えていいですか。

〈市長公室長〉

防災担当としてお答えさせていただきます。いざ災害となったときに市はある程度の情報として住民台帳等がございます。そちらを使っていろいろな確認等をさせていただくことになると思います。

自治会の皆様には、障がい者や高齢者の方々本人の同意を得ている名簿をお渡しして、いざ災害というときには、その方々をまず助けてくださいということをお願いしています。これについては個人情報がありますのでそこは慎重に取り扱っていただきたいと思います。

自治会に入っておられない方も地域にはいらっしゃいますので、その辺全体を市としても見ておりますので、その点についてはご心配なさらなくても良いと思います。

テーマ④：木曽川河川敷を活用した「市民憩いの場」の拡充

〈大牧団地自治会〉

愛岐大橋より下流域には浄化センター公園、各務原大橋、総合運動公園 笠田公園等の整備がなされ、多くの方が楽しんでみえますが、愛岐大橋より上流域では何もなされていません。

私は大牧団地に住んでいますが、過去を振り返ってみますと団地に隣接した木曽川で魚釣りを

したり、ライン大橋まで水鳥や野鳥の声を聴きながら散策できたものです。かねてはこの辺りを「堤防道路」と呼んで、愛岐大橋から市民プールのところまで自由に行きかうことができたのですが、今は不法投棄の防止からか、その間に 8 箇所の鎖で立ち入れないようになっています。

一昨年、愛岐大橋からこの鎖の 3 つ目のところまで舗装していただき、多くの方が犬の散歩等で歩いて見えるようになりましたが、その先は草が生い茂って 1 人で行くのも怖いような状況であり、昨今はイノシシまで徘徊するようになってきています。

河川敷が雑木林化しており、それがこれらを助長しているのではないかと思います。その多くが国土交通省の所轄区域であることを考えると「そんなこと言っただけ」というのが市の立場かもしれませんが、愛岐大橋の下流域の状況を見ますと、やりようによっては工夫の余地があるのではないかと、ウォーターフロントとして憩いの場としての開発が可能ではないかと思っています。

画面を見ていただくと、A 地区は陵南小学校南の緑地です。最終廃棄物の埋設場でしたが、二十数年はずっと緑地として置かれている状態です。

B 地区は新愛岐大橋への取付道路の部分です A 地区の横まですでに道路の基礎ができています。

C 地区には自然の池のようなものができておりまして、色々な人が魚を釣りに来ていました。私もウナギやナマズを釣ったことがあります。子どもの主に憩いの場でありました。

D 地区は広く釧路湿原のようになっておりまして、秋になると雁が渡ってきて季節感を味わわせてくれたものです。

E 地区には、南側からの伊木山遊歩道の登り降り口がありましたが、今はもう行けない状態です。国土交通省との色々なかかわりの中で、愛岐大橋とライン大橋の間にも我々が身近に憩える場所ができないかと思っていますところですが。

新愛岐大橋は平成 39 年度完成と聞いていますので、まだ 9 年先かと思うところですが、すでに橋脚近くまで道路ができていることを考えると、考え方によっては A 地区、C 地区、D 地区あたりは市長の気持ち一つですぐにできてしまうのではないかと思います。提言させていただく次第です。

我々が日常生活の中でそれなりの人間性を保てるのは、広がる眺望があり、緑があり、水の流れることがあることが大きな要因であると思っています。これからの余生、39 年度まで生きていられるか分かりませんが、昔を思いながらこのような提案とお願いをする次第です。

〈市長〉

木曽川河川敷は河川環境楽園からライン大橋まで国営木曽三川公園各務原緑地として都市計画決定されているところです。平成 24 年度までに河川環境楽園から各務原大橋交流広場までの区間について、サイクリングコースを国と市で整備させていただきました。

各務原大橋より上流部については、平成 26 年度に桜木町地内において、日本ラインの美しい景観が楽しめる木曽川沿いの遊歩道「宝積寺南 4 号公園」を整備し、平成 28 年度にはライン大橋から犬山橋までの約 1.2 キロの区間に、犬山城が望める遊歩道を整備しました。

平成 28 年度に策定した都市計画マスタープランでは、平成 37 年度を目標年次として、将来都市構造や都市整備・まちづくりの方針を定めていますが、伊木山などの樹林地については保全のみならず、遊歩道の整備を行うなど、市民の皆様が気軽に自然と触れ合える憩いの場の創出を図ることとしています。

会長からは河川敷をというお話でしたが、市としてはまず伊木山の整備を考えておりまして、こちらのリニューアルを推進したいと考えています。昭和 57 年にオープンした伊木の森は 36

年が経過し、施設の老朽化や利用者が減ってきたことから従来の「勤労者野外活動施設」という位置付けを見直す時期にあると判断し、「誰もが身近な自然と親しめる」をコンセプトに、小さなお子さまからご高齢の方々まで、より多くの皆様が安全に楽しんでいただける里山広場へと再整備することを方向づけました。

整備計画には、日頃の健康づくりや森林浴などを兼ねて、気軽に登山を楽しんでいただけるよう、現在ある登山道の補修なども盛り込んでいます。

伊木の森の今後については、今年度末に一旦閉鎖させていただき、平成 32 年の春オープン予定となっております。整備の内容としては多目的トイレの設置、ローラースケート場・管理棟を撤去し里山として整備、多目的広場を撤去し芝生広場として整備、登山道の補修、展望エリアの設置等を予定しており、里山広場としてリニューアルしていきたいと思います。

また、現在建設が進められている(仮称)新愛岐大橋周辺地区は、平成 21 年に伊木山の景観に配慮した風景づくりを進める重点風景地区として指定されています。

(仮称)新愛岐大橋周辺は、伊木山と木曽川の雄大な自然に恵まれた地区です。河川区域内での「憩いの場」の整備については国の許可が必要になる上、用地の制約など困難な面も多くありますが、今後地域の皆様のご意見を伺いながら、まずは伊木山の整備をさせていただき、その後検討していきたいと思っています。

先ほど(仮称)新愛岐大橋の完成が平成 39 年度位とのお話がありましたが、まだ完成年度は決定していません。ただ岐阜県側は用地買収がおおむね終了しています。愛知県側は反対運動があったりして進んでいませんでしたが、平成 28 年度にこれから(仮称)新愛岐大橋の建設に向けて動いていくことを宣言され、すでに現地の調査やボーリング調査等を行っていただいています。

これは各務原市と扶桑町の事業ではなく、岐阜県と愛知県の共同事業ということから岐阜県や愛知県に対して、強く要望しているところです。岐阜県側の現在の状況を見て、愛知県側もやはり進めていくべきではないかというご理解をいただき進んで行くことになるかと思います。

伊木山も 32 年度春には完成しますので、こちらの山頂から川を望んでいただく、そんなことでこれからも元気に頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○行政の説明

- ・その先、その次へ。GO!NEXT

○連合会長からまとめのことは

○市長からまとめのことは